

箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊又は転倒による被害を未然に防止するため、既存の危険なブロック塀等を撤去し、又は撤去後に安全な工作物等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、レンガ積塀、石積塀その他これらに類する塀及び門柱をいう。
- (2) 安全な工作物等 軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣、板塀その他町長が認める工作物をいう。
- (3) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号、政令、省令、告示を含み、以下「建基法等」という。）第42条第1項又は第2項に規定する道路その他これらに類するもので町長が認めるものをいう。ただし、不特定多数の者が利用するものに限る。
- (4) 撤去 同一の利用に供されている一団の土地における道路等に面するブロック塀等をすべて取り除くことをいう。
- (5) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離について安全な工作物等を設置することをいう。なお、安全な工作物等を設置するときは、建築基準法第42条第2項に規定する道路内及びその他これらに類する道路内には築造しないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する道路等に面したブロック塀等を所有若しくは管理し、当該ブロック塀等を撤去又は改修する者であること。ただし区分所有建物に付属するブロック塀等にあつては建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の団体他区分所有者を代理する者であるこ

と。

- (2) 原則として申請年度の2月末日までに工事を完了し、補助金の交付請求を行うことができる者であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 個人にあつては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 法人にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。

（補助対象工事）

第4条 この要綱による補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、危険なブロック塀等を撤去又は改修する工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を受けている建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業者（撤去のみの場合に限る。）が施工するものうち、次の各号に掲げる工事内容の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 撤去 アからウまでに掲げる要件のいずれも満たすもの又はそれに準ずるものとして町長が特に認めるもの
 - ア 撤去するブロック塀等は、道路等に面し、町長が危険度が高いと判定したものであること。
 - イ 撤去するブロック塀等の延長が1メートル以上かつ道路面からの高さが1メートル以上のもの、又は、擁壁の上にあつて延長が1メートル以上かつ擁壁を含む道路面からの高さが1メートルを超えブロック塀等の高さが0.4メートルを超えるものであること。
 - ウ ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いものであること。
- (2) 改修 アからウまでに掲げる要件のいずれも満たすもの又はそれに準ずるものとして町長が特に認めるもの
 - ア 建築基準法第44条に違反しないこと。
 - イ ブロック塀等を併用する場合は、その高さは0.4メートル以下とし、

かつ、その基礎の道路面からの高さは、0.1メートル以下とすること。

ウ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8の安全に係る規定に適合すること。

（適用除外）

第5条 次の各号のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う工事
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為及び箱根町開発事業指導要綱に伴う工事
- (3) 販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体する際に行う工事
- (4) 家屋の建替えに伴い、ブロック塀等の撤去又は改修を行う工事

（補助金の額等）

第6条 補助金の交付は、一団の土地に対して1回限りとし、補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内で別表に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図
- (2) 撤去又は改修するブロック塀等の配置図（撤去又は改修するブロック塀等を明示し、延長を記載したもの。）
- (3) 撤去又は改修するブロック塀等の高さ並びに仕様を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改修するブロック塀等の状況がわかるもの。）
- (5) 施工業者が発行した撤去又は改修の詳細が明らかな工事見積書の写し
- (6) 建設業又は解体工事業の許可証の写し
- (7) 役員等氏名一覧表（第2号様式、所有者又は管理者が法人又は団体の場合に限る。）
- (8) ブロック塀等の所有者の同意書（第3号様式、申請者がブロック塀等の所有者でない場合に限る。）
- (9) 区分所有建物に付属する場合については、撤去又は改修を行うことを決した理事会又は総会議事録の写し

(10) その他町長が必要と認める書類

(県警本部への確認)

第 8 条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第 3 条第 4 号又は第 5 号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第 9 条 町長は、第 7 条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、交付するときは箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により、交付しないときは、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第 10 条 申請者は、交付決定通知を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

2 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定通知書を受領後、速やかに工事に着手するものとし、箱根町ブロック塀等撤去改修着手届（第 6 号様式）により町長に届け出なければならない。

(交付内容変更等の申請)

第 11 条 補助対象者は、申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げるときは、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付決定（変更・取下げ）申請書（第 7 号様式）に第 7 条に定める関係書類のうち必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第 12 条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金交付決定（変更・取消）通

知書により、交付決定を取り消すことができる。

(完了届の提出)

第 13 条 補助対象者は、補助対象工事完了後に箱根町ブロック塀等撤去改修完了実績報告書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真（撤去又は改修が確認できる全景写真等）
- (2) 撤去改修工事費の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 14 条 町長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合においては、書類の審査及び現地調査等を行い、その完了届に係る補助金の交付決定及び補助条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金確定通知書(第 10 号様式)により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金額の請求及び交付)

第 15 条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に箱根町ブロック塀等撤去改修費補助金請求書（第 11 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第 16 条 補助対象者及び補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、ブロック塀を再築しないこと。
- (2) ブロック塀等撤去後に建基法等に違反した建築物又は工作物を設置しないこと。

(維持管理)

第 17 条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、安全な工作物等を設置した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させること

ができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分		補助金の額	上限
撤去	ブロック塀等 (通学路沿い。)	撤去に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）と撤去するブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 10,000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 10 分の 9 に相当する額	20 万円
	ブロック塀等 (通学路沿いを除く。)	撤去に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）と撤去するブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 10,000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 2 分の 1 に相当する額	10 万円
改修	安全な工作物等 (通学路沿い。)	改修に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）と設置する安全な工作物等の延長に 1 メートル当たり 20,000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 10 分の 9 に相当する額	40 万円
	安全な工作物等 (通学路沿いを除く。)	改修に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）と設置する安全な工作物等の延長に 1 メートル当たり 20,000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 2 分の 1 に相当する額	20 万円